CLOVER PLUS

Vietnam 産業衛生サービス

CLOVER PLUS

「CLOVER PLUS CO.,LTDの事業内容」

- CLOVER PLUS CO.,LTD（クローバープラス有限会社、ベトナム名CONG TY TNHHCLOVER CONG）はジョブ・クローバー㈱の100%出資の子会社として2013年6月にベトナム社会主義共和国のホーチミン市人民委員会より投資ライセンスを取得し事業を開始いたしました。
- 医療機器輸入卸販売、ヘルスケアビジネスのアウトバウンド、インバウンドに関するコンサルティング、サプリメントの輸入卸し販売を中心とし、アセアンのなかで成長著しいベトナムにおいて、地域社会のニーズを開拓し、日本製品の品質の高さ、安全、安心を提供できるよう努めてまいります。
- 日本のサプリメントをOEM生産し、ベトナム全国の薬局やドラックストアーで卸会社の協力のもと販売しています。
- 医療機器に関しては現在、スズケン株式会社、ティアック株式会社、日本シグマックス株式会社、株式会社フジキン、帝人フロンティア株式会社、株式会社アペレの各社製品をベトナムの病院、クリニック、卸会社向けに販売しております。
- 産業衛生サービスのアレンジ（日本の産業医によるコンサルティング、メンタルヘルスの相談、現地医療機関へのコーディネートなど）を日系企業様向けに提案しております。
- 会社の概要
- 商号：CLOVER PLUS COMPANYLIMITED（クローバープラス有限会社）
- 住所：ホーチミン市、ベトナム
- 代表取締役：佐々木英樹

CLOVER PLUS

産業医とは

産業医とは、働く人の職場における健康障害を予防し、心身の健康を保持・増進するために、 専門的な立場から組織や労働者に対して指導・助言などを行う医師のことです。
労働安全衛生法により、労働者が50名以上の事業場では産業医の選任が義務付けられています。

産業医の選任義務　※日本において

	選任義務	選任届の提出		
労働者数	50名以上	14名以上		
	アルバイト・パートも含め事業場の労働者数が50名を超えると産業医の選任義務が発生します。	選任義務が発生してから14日以内に労働基準監督署へ選任届を提出します。		
	1~49名	50~999名	1000名～3000名	3001名～
産業医 選任義務	なし（医師等による健康管理等の努力義務）	産業医（嘱託可）	産業医（専属）	2名以上の産業医（専属）

CLOVER PLUS

産業医の仕事

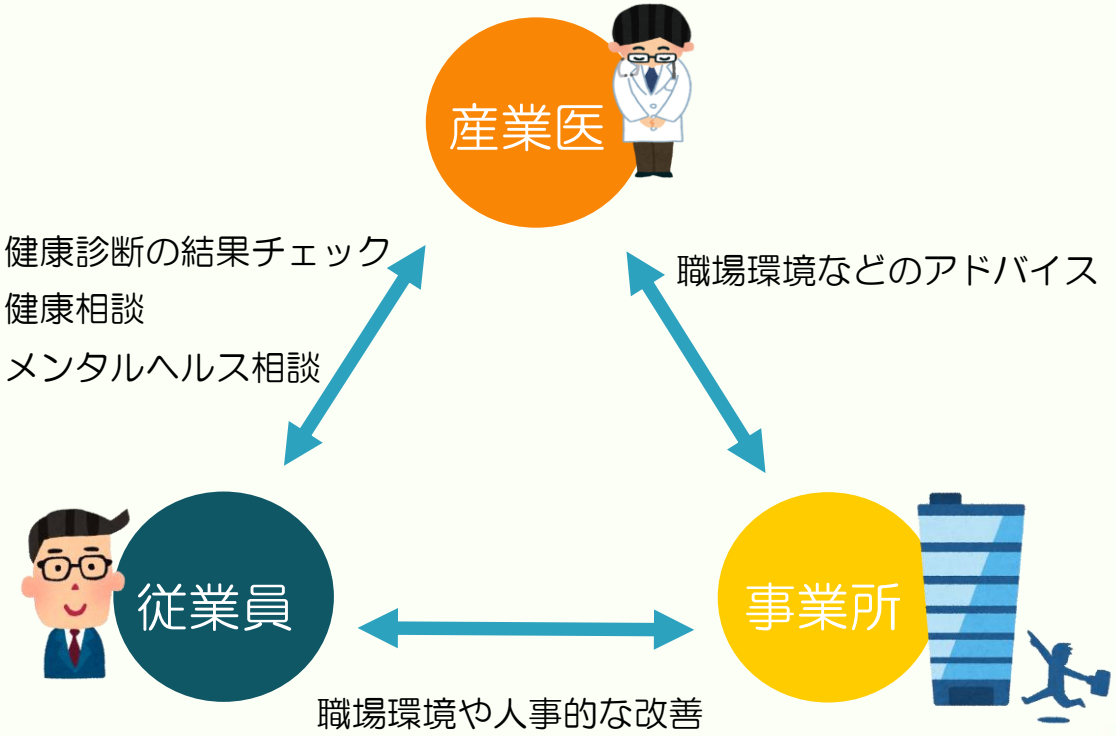

産業医に依頼する業務

1. 衛生委員会の出席
2. 衛生講話
3. 職場巡視
4. 健康診断の結果チェック
5. 健康相談
6. ストレスチェックの実施者
7. 高ストレス者の面接指導
8. 長時間労働者の面接指導
9. 休職面談
10. 復職面談

CLOVER PLUS

海外の現状

・2017年における死亡者数477人（世界での）の 死因の1位は疾病で267人(56.0%)であった。

・2008年～2017年の10年間の死亡原因は疾病が全体の8割近く。
・一般的には心筋梗塞等の虚血性疾患と脳卒中等の脳血管疾患が多いといわれる。

•また自殺による死亡も1割近い（2位）
- 年齢別では20代～30代、
- 性別では女性が多い。

（在NY総領事館のホームページより ）

- 日本国内では1.5%ほど

	アジアにおける死亡総数（人）	傷病による死亡総数（人）	精神障害・自殺による死亡総数（人）
2017年	327	219	23
2016年	377	317	21
2015年	364	309	23
2014年	342	290	21
2013年	412	326	37
2012年	378	307	27
2011年	409	319	40
2010年	362	254	31
2009年	332	225	30
2008年	366	281	18
合計	3669	2847	271
	100%	77.60%	7.40%

事故・災害・事件等統計表　2017年　海外法人援護統計　外務省

CLOVER PLUS

ベトナムの現状

邦人の死亡件数・死 因（　2018　年 ）

１2件1２人（※在ベトナム大使館で把握した案件に限る）
年 齢　7０代（ ４ 人　）、60 代（3人）、40 代（4人）、20 代（1人）。全員男性。
属性　長期在留者（7人 ）、旅行者（ 3人 ）、出張者（ ２人）
死因　心疾患（心不全・心筋梗塞など6件）、脳出血（くも膜下出血など4件）、その他（窒息1件、自殺１件）

（ 参考 ）ホーチミン市の死亡件数
５ 件５人（ ※ 在ホーチミン総領事館で把握した案件に限る）
年 齢別　５0代（ ２人）、40代（１人 ） 、30代（１人 ）、20代（１人 ）。全員男性。
属性　長期在留者　（４人）、旅行者（ １ 人 ）。
死 因　病死（心疾患・癌等３件）、死因不明の突然死（1件）、自殺（1件）

CLOVER PLUS

海外で暮らすことにより増加する生活習慣病悪化のリスク

- 車での移動が多くなることにより運動の機会の減少。
- 日本からの出張者の対応（夜や週末の付き合い）の常態化による食生活の 悪化。
- 喫煙習慣の悪化（途上国ではタバコが安いことが多い）。
- 単身赴任者は特に生活が乱れやすい。
- 高血圧や糖尿病などの生活習慣病の治療からの脱落。
  - 多くの民間医療保険（海外旅行傷害保険など）は糖尿病・高血圧・高コレステロール血症・狭心症などの慢性的な病気に対する補償が180日まで。
  - これにより病院に行かなくなり、気が付かないうちに病状が悪化し、突然致死的な疾患（脳梗塞や心筋梗塞など）が発症する。
  - Work Permit(労働許可証)の発行にも影響する。

引用・参考文献

・海外渡航中はガンでも治療費補償、180日ルールのメリット・デメリットとは ：海外旅行保険のブログ_保険のプロが教える・知って得する

CLOVER PLUS

メンタルヘルス問題

メンタルケアなし8割弱、アジアの日系駐在員

NNA ASIA アジア経済ニュース　2019/04/12

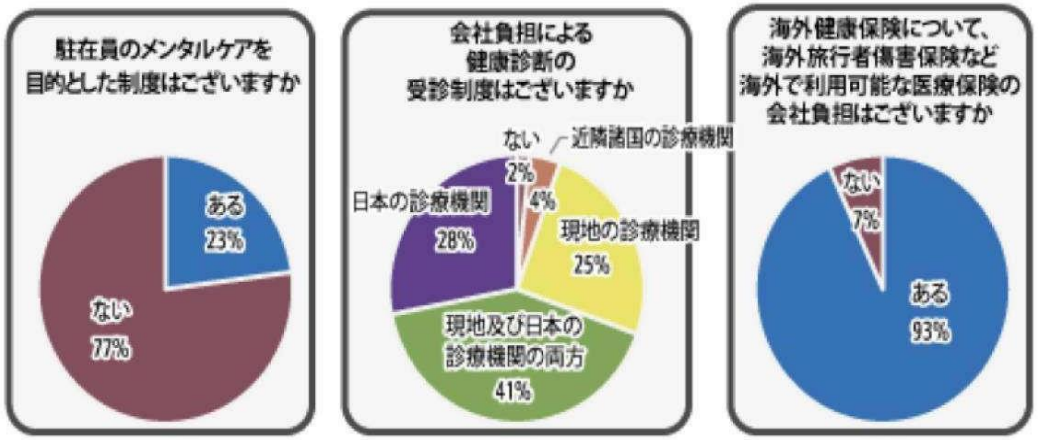

- 外部のカウンセラーやコンサルタントに駐在員が悩みを相談できる制度
- ウェブサイトを通じてストレスチェックテストを受けさせる
- 産業医が駐在場所まで定期的に面談のために訪問し、メンタルを含めた健康をチェックする制度

●駐在員に対して日本の労働基準法は適用されるか？

企業の側は海外駐在社員のメンタルヘルスに、どのような対応をしているのでしょうか。残念ながら企業からのサポートはまだ少なく、対策をしている企業は、全体の約２割だと言われています。これに関してはNNAが興味深いデータを掲載していましたので、紹介します。

CLOVER PLUS

海外駐在者への安全配慮義務

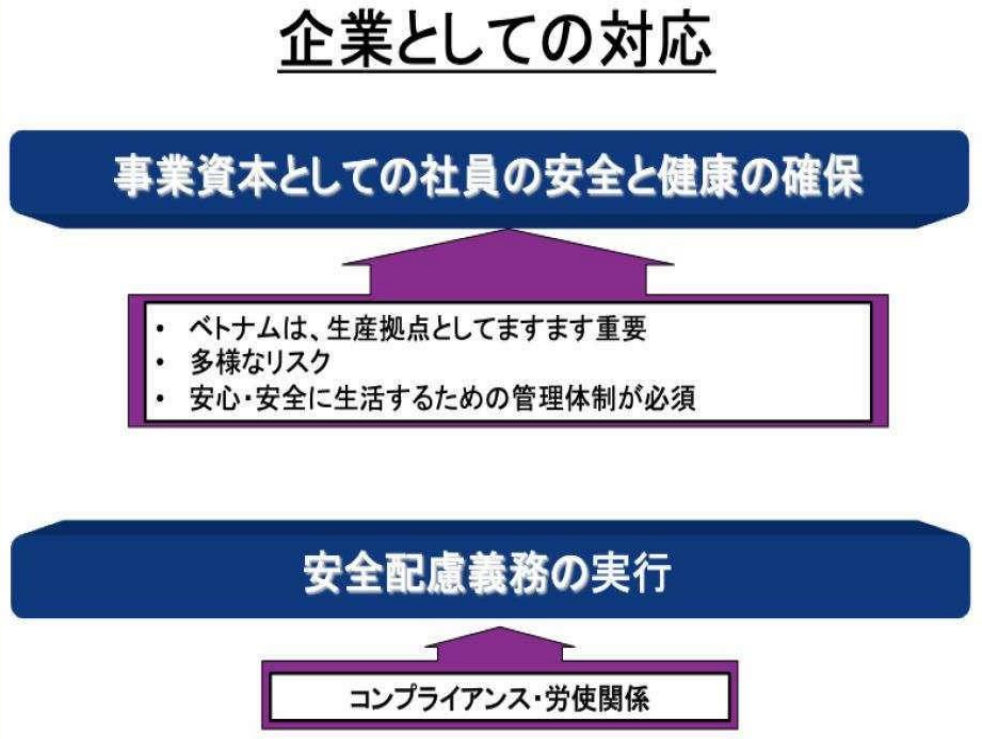

当地で多い適応障害に対応するのに、何より大切なのは「環境」です。勤務先、日本本社、同僚、家族が患者の症状を理解し、環境を変えない限り治りません。本人にも要因はあるのでしょうが職場環境が原因で適応障害が発症している例が多いです。本人だけでなく、周囲の人達が力を合わせて治療をしていく必要があります。

●企業としてのメンタルヘルス問題の対応
駐在員が精神的な不調をきたした場合は、まずは軽度のうちに帰国させ、日本で治療を開始することが最善です。ただし症状が軽い場合、本人が病気に気がつきにくいものです。また本人が自分の精神疾患に気がついていても、自己申告しない例も多くみられます。精神疾患の場合、周囲が動いてあげる必要があるのです。

なお医療機関が、社員の方の精神疾患に気がついていても、会社側に「この人は精神疾患ですから、日本に帰国させてあげてください」と助言をすることはできません。これは守秘義務違反となるからです。

。

CLOVER PLUS

産業医紹介

中島 敏彦 医師
ラッフルズメディカルホーチミンクリニック勤務
Position
総合診療医
専門
総合診療、産業医、腎泌尿器外科
資格・会員
日本/ベトナム医師免許 日本病院総合診療医学会認定医
日本医師会認定産業医 日本泌尿器科学会専門医
中島医師は日本、シンガポール、中国、ベトナムでの豊富な診療経験を持つ総合診療医です。秋田大学医学部を卒業後、日本では腎泌尿器外科学、緩和医療、産業医学を専門として学び、千葉大学付属病院、東京厚生年金病院、静岡県立静岡がんセンター等に勤務をしてきました。海外では、シンガポールのGleneagles HospitalにてGeneral Practice・熱帯医学・予防医学等を学び、その後、北京・ハノイのSOSクリニックで日本人患者様の健康維持・治療に携わってきました。ラッフルズメディカルホーチミンクリニック現職

CLOVER PLUS

メニュー	サービス内容	料金/月
毎月訪問プラン	企業様が産業医関連業務を弊社に 業務委託するサービスです。 1社に1名の担当コーディネーターがつき、 貴社と産業医の調整を行います。	産業医選任手数料 30,000,000VN（税別） ※年間契約となります

医師業務内容		所要時間
定例業務	衛生委員会※ある場合	10分～15分
	衛生講話	5分～10分
	職場巡視	10分～15分
イベント 関連業務	健康診断チェック	1人1分～5分
	ストレスチェック判定※ストレスチェックの実施者は事業所となります	1人1分～5分
発生ベース 業務	健康不調者、予備軍への面接指導	10分～15分
	高ストレス者面接指導	20分
	長時間労働者面接指導	10分～15分
	休職前面談・休職中面談	10～15分

≪産業医訪問時の業務内容≫

基本的に行う業務は衛生委員会と衛生講話、職場巡視の 3つです。
健康診断チェックや就業判定、ストレスチェック判定は 事業所ごとで実施時期や方法を決定します。
産業医との面談や面接指導は、発生ベースで実施されます。

初回の産業医訪問には担当コーディネーターが同席し、衛生委員会の進行方法や職場巡視で必要な視点などを 具体的にご説明していきます。

CLOVER PLUS

それぞれの業務内容と担当コーディネーターのサポート内容

労働安全衛生法に基づく産業医業務を、産業医と担当コーディネーターが円滑に遂行します。

事業所が実施すべき事項	産業医の業務内容	コーディネーターのサポート内容
・産業医の選任 ・衛生管理者の選任		
・衛生委員会の開催 ・職場巡視	・衛生委員会・**衛生講話（健康教育）** ・職場巡視と報告書作成	(1) 産業保健業務サポート ・活動計画のサポート ・衛生講話、最新情報等の情報提供 ・初回訪問同行 ・必要に応じての専門家紹介 (2) 企業様と産業医の調整 ・訪問日程や業務内容の調整・連絡 ・産業医への依頼事項の調整 ・追加訪問、延長時間の管理
・健康診断の実施と監督署報告	・**健診結果のチェック**と就業判定 ・**健康不調者、予備群への面接指導**	
・ストレスチェック実施と監督署報告	・ストレスチェック実施者業務	
・高ストレス者面接指導実施	・高ストレス者面接指導	
・長時間労働者面接指導実施	・長時間労働者の面接指導	
・休職・復職、メンタルヘルス対応	・休職・復職者面談 ・**メンタルヘルス面談**	

※産業医は毎回すべての業務を均等に行うのではなく、業務時間内で優先順位をつけて業務を行います。
そのため、イレギュラーな対応（各種面接指導など）が必要な場合、コーディネーターが業務内容の調整を行います。

CLOVER PLUS

産業医サービス導入の流れ

1 サービス説明	営業担当者が貴社を訪問し、貴社のご状況のヒアリングと弊社のサービスの説明を行います。
2 お見積り	ヒアリングした内容をもとに御見積書を作成致します。
3 ご契約	プランに応じた契約書をご確認いただき、契約を締結いたします。
4 ご希望条件のヒアリング	産業医の業務内容詳細や産業医に対するご希望条件のヒアリングを行います。
5 産業医の初回訪問	担当コーディネーターが訪問日程や業務内容を調整の上、 初回の産業医訪問に同席し、サポートいたします。
6 コーディネーターによる継続的なフォロー	産業医訪問の都度、担当コーディネータから企業担当者に連絡し、 日程の調整や業務内容の確認など継続的にフォローしていきます。

CLOVER PLUS

信頼できる産業医との産業保健活動を

クローバープラスがサポートします。